

# STCW条約の改正等に伴う船員法施行規則等の一部改正について

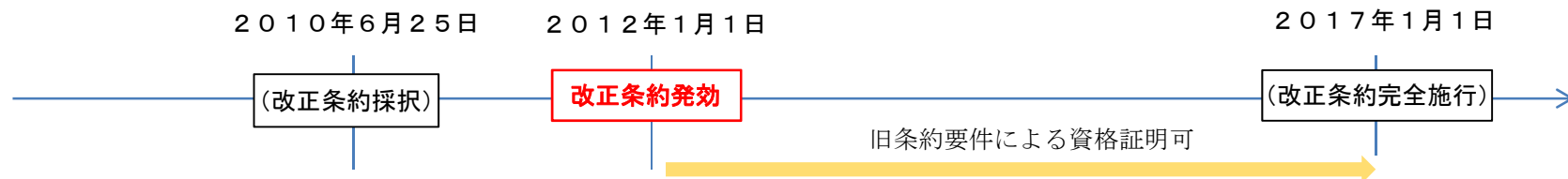
## 概要

2010年6月にマニラで開催された締約国会議において採択された改正STCW条約の発効に対応し、船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）等の関係規定について、所要の改正を行う。

- 改正条約採択日 2010年6月25日
- 改正条約発効日（タシット方式） 2012年1月1日
- 改正概要（船員法関連部分）
  - ・積載物の科学的特性等に応じたタンカー乗組員に対する資格要件の強化
  - ・生存技術や消火作業等に関する能力維持の強化
  - ・船舶保安管理者（SSO）以外の乗組員の保安措置に関する訓練要件の追加
  - ・身体適性基準の国際標準化、アルコール規制の強化 等



※ 併せて外航船における外国人船長の実態を踏まえ、海難等の航行に関する報告の際に提示する航海日誌が外国語により作成された場合における訳文の添付についての取扱いを見直す。



## 1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（STCW条約）

- 1967年に英仏海峡で発生した大型タンカー「トリーキャニオン号」座礁事故を契機として、船員の技能に関する国際基準の必要性が高まり、1978年に国際海事機関(IMO)において採択され、1984年に発効した国際条約。
- STCW条約は船長以下、甲板部及び機関部に乗り組む船員に求められる最低限の能力要件等を規定するほか、加盟国政府に対し、各船員の能力審査および資格証明書(免状)等の発給を義務付けており、我が国船舶に乗り組む船員の各種資格要件等は、本条約に準拠。
- 1995年に包括的見直しを実施

## 省令改正の概要(その1)

今後の予定 公布: 平成23年10月上旬施行: 平成24年1月1日(改正条約発効日)

### 危険物等取扱責任者関係

(船員法施行規則)

別添資料1参照

- ① 甲種危険物等取扱責任者(船長、機関長、一等航海士及び一等機関士等)  
資格取得に必要な業務経験期間として、「3月以上又は同等以上の経験」を求める  
(具体的な同等以上の経験基準は、告示を制定)
- ② 乙種危険物等取扱責任者(上記以外の乗組員で積載物の取扱い責任者等)
  - ・「乙種危険物等取扱責任者(石油・液体化学薬品)」と「乙種危険物等取扱責任者(液化ガス)」に資格を区分し、船種に応じた必要な資格の乗組基準や資格要件としての業務経験の規定内容を見直す
  - ・3月以上の業務経験と同等以上の経験要件の廃止(具体的な基準を定めた告示も廃止)
- ③ 条約締約国資格証明書を受有する者に対する「認定」について、当該証明書が効力を失ったときは当該認定も「効力を失う」こととする。
- ④ 「認定の更新」について、以下の見直しを行う。
  - ・更新要件としての業務経験期間  
失効前5年以内に「1年以上」→「3月以上」
  - ・認定の更新申請期間  
失効前「1年以内」→「6月以内」等  
(6月以前の申請は可。この場合、更新後の有効期間は認定した日から5年間。)
- ⑤ 認定申請書等の様式の改正

## 省令改正の概要(その2)

今後の予定 公布: 平成23年10月上旬施行: 平成24年1月1日(改正条約発効日)

### 健康証明関係

(船員法施行規則)

#### ① 健康検査合格標準表

##### ○視力(矯正含)

- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| ・ 船長、甲板部の職員及び当直部員 | 両眼又は単眼「0.4」→単眼「0.5」 |
| ・ 無線部の職員          | 両眼又は単眼「0.4」→単眼「0.4」 |
| ・ その他の船員          | 現行どおり(両眼又は単眼「0.4」)  |

既存船員については、柔軟な対応を可とする運用を検討

##### ○色覚

検査対象者の追加(機関部の職員及び当直部員、無線部の職員)

具体的な検査のあり方については、別添資料2参照

#### ② 健康証明書有効期間

条約は、原則「2年」とされたが、現行「1年」を据え置く。

#### ③ 健康証明書有効期間の延長

航海中、有効期間が満了した場合、3月を限度に、航海終了までその効力を有する。

就航期間が長期に及ぶ船舶に対する例外措置も予定

#### ④ やむを得ない場合は、地方運輸局長の許可を受けた場合には、健康証明書を有しない者を乗り組ませることを可とする。

有効な健康証明書を所持していた者について、期限切れから3月を限度に乗船を認める等の限定的な運用を予定

#### ⑤ 健康証明書の様式

英文併記、船員及び医師の署名等の追加等 他

## 省令改正の概要(その3)

今後の予定 公布: 平成23年10月上旬施行: 平成24年1月1日(改正条約発効日)

### 航海当直部員関係

(船員法施行規則)

#### 認定の「証印」の様式改正

「・・・STCW convention, as amended, in 1995」 → 「・・・STCW convention, as amended」に改正。

### 衛生管理者関係

(船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令)

#### 「衛生管理者適任証書」の様式改正

<和文>

「衛生管理者は、改正された1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約附属書第6章第4規則の基準に適合する者である。」記述を加える。

<英文>

「Health Supervisor in accordance with regulation VI/4 of STCW convention, as amended.」記述を加える。

### 船員手帳の英文併記化等

(船員法施行規則)

- ① 船員手帳全体を英文併記様式とする。
- ② 海難等の航行に関する報告の際に提示する航海日誌が外国語により作成されている場合であって、英語以外の言語で作成されている場合にのみ、日本語又は英語による訳文を添付することとする。

## 危険物等取扱責任者資格に係る新旧比較

別添資料1

### 甲種(船長、機関長、一等航海士及び一等機関士等)

	区分	新規資格取得要件	更新期間	更新要件
現行	石油	1 (船種の区分ごとの)業務経験(期間の定めなし) かつ 2 講習の修了	期限前 1年	1 (船種の区分ごとに)1年以上の業務経験 または 2 講習の修了
	液体化学薬品			
	液化ガス			
改正後	石油	1 (船種の区分ごとに)3月以上又はそれと同等として 告示で定める業務経験 かつ 2 講習の修了	期限前 6月	1 (船種の区分ごとに)3月以上の業務経験 または 2 講習の修了
	液体化学薬品			
	液化ガス			

### 乙種(上記以外の乗組員で積載物の取扱責任者等)

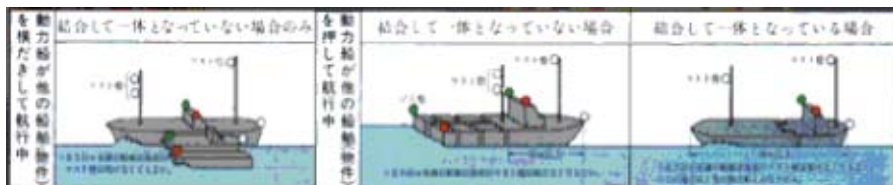
	区分	新規資格取得要件	更新期間	更新要件
現行	なし	1 3月以上又はそれと同等(※)の業務経験 または 2 講習の修了  ※1月以上1600トン未満で航海時間72時間以下の船舶 において、航海数5回以上、積荷及び揚荷回数5回以上	期限前 1年	1 1年以上の業務経験 または 2 講習の修了
改正後	石油・ 液体化学薬品	1 (船種の区分ごとに)3月以上の業務経験とその確認 または 2 講習の修了	期限前 6月	1 (船種の区分ごとに)3月以上の業務経験 または 2 講習の修了
	液化ガス			

2010年6月、船長以下船舶に乗り組む船員に求められる最低限の能力要件等を規定するSTCW条約「船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」が改正され、2012年1月1日の発効が予定されている。

今般の条約改正において、従来の甲板部船員に加え、機関部船員等に対する色覚検査が義務づけられたことに伴い、船員法施行規則を改正し、機関部の職員等を新たに色覚検査の対象とするが、具体的検査方法等については、新制度施行に向けて引き続き検討を行うこととする。

## 業務において識別すべき色

### ① 甲板部

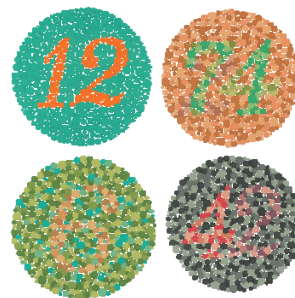


### ② 機関部



## 現行の検査方法

### ① 石原式色覚検査表



### ② パネルD15テスト



例えば、上記検査をfailする機関部船員に対し、以下の色の識別能力を検査することも一案

